

ショートステイ野桑の里 重要事項説明書

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

< 令和7年4月1日改定 >

1. ショートステイ野桑の里概要

(1) サービスの提供場所

施設名称	社会福祉法人高嶺福祉会 特別養護老人ホーム野桑の里 設立 2008 年 5 月
所在地	兵庫県赤穂郡上郡町野桑 3 0 2 7 番地
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (兵庫県 2873900191 号)

(2) 定員 5 名

(3) 職員体制 (特別養護老人ホーム野桑の里の職員体制)

管理者	常勤	1 名
医師	非常勤	1 名
生活相談員	常勤	1 名
看護職員及び介護職員	常勤	3 名以上
栄養士	常勤	1 名
機能訓練指導員	非常勤	1 名 (看護職員と兼務)
事務職員	常勤又は非常勤	1 名以上

2. 医師の意見書

初回サービス利用時には、ご利用される方の健康状態を把握し適切な援助を行うため、かかりつけ医師の介護認定に係る意見書あるいは診療情報提供書をご提出いただく場合があります。

3. サービス内容

(1) 短期入所生活・介護予防短期入所生活介護

介護計画の作成 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、サービス計画を作成します。

(2) 送迎 通常の実施地域：上郡町及び次の市町の地域 (赤穂市、相生市、たつの市)

(3) 食事 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00

(4) 入浴 原則として、週に2回以上入浴していただけます。

ただし、発熱等病状に応じ、入浴を控えて清拭等となる場合があります。

- (5) 介護 サービス計画に沿って、必要に応じ下記の介護を行います。
食事介助、入浴介助、排泄介助、おむつ交換、着替え介助、口腔ケア、移動介助、移乗介助、体位変換、シーツ交換、認知症状へのケア等。
- (6) 機能訓練 棒体操等、集団で行う生活リハビリには、随時ご参加いただけます。
個別の機能訓練につきましては、担当医師からの指示書を頂き、その中から当施設にて可能な範囲のものをを行います。
- (7) レクリエーション 季節ごとの行事や、書道、手工芸、音楽などのクラブ活動に参加いただけます。
- (8) 健康管理 サービス利用中の健康管理のための援助を担当職員により行います。
- (9) 生活相談 施設での生活上の様々なご相談をはじめとして、地域の社会資源や利用できるサービスのご紹介等についてご相談に応じさせていただきます。
- (10) 理容・美容サービス 月1回各々のサービスを実施しております。
料金は利用料と合わせて請求させていただきます。

4. 利用料金

(1) 基本サービス料金

施設利用料（要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下の金額は、1日あたりの自己負担分です。）

介護認定	基本単位数	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	529 単位	5,290 円	529 円	1,058 円	1,587 円
要支援 2	656 単位	6,560 円	656 円	1,312 円	1,968 円
要介護 1	704 単位	7,040 円	704 円	1,408 円	2,112 円
要介護 2	772 単位	7,720 円	772 円	1,544 円	2,316 円
要介護 3	847 単位	8,470 円	847 円	1,694 円	2,541 円
要介護 4	918 単位	9,180 円	918 円	1,836 円	2,754 円
要介護 5	987 単位	9,870 円	987 円	1,974 円	2,961 円

(2) 各種加算利用料金等

加算項目	基本 単位 数	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1 割 負 担	2 割 負 担	3 割 負 担	
送迎加算	184	1,840 円	184 円	368 円	552 円	送迎を行った 場合(片道に つき)
夜勤職員配置加算Ⅱ (介護予防を除く)	18	180 円	18 円	36 円	54 円	1日につき
夜勤職員配置加算Ⅳ (介護予防を除く)	20	200 円	20 円	40 円	60 円	1日につき
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	220 円	22 円	44 円	66 円	1日につき
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	180 円	18 円	36 円	54 円	1日につき
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	60 円	6 円	12 円	18 円	1日につき
看護体制加算Ⅰ (介護予防を除く)	4	40 円	4 円	8 円	12 円	1日につき
看護体制加算Ⅱ (介護予防を除く)	8	80 円	8 円	16 円	24 円	1日につき
看護体制加算Ⅲイ (介護予防を除く)	12	120 円	12 円	24 円	36 円	1日につき
看護体制加算Ⅳイ (介護予防を除く)	23	230 円	23 円	46 円	69 円	1日につき
若年性認知症受入加算	120	1,200 円	120 円	240 円	360 円	1日につき
療養食加算	8	80 円	8 円	16 円	24 円	1回につき(1 日3回を限 度)
医療連携強化加算 (介護予防を除く)	58	580 円	58 円	116 円	174 円	1日につき
生活機能向上連携加算Ⅰ	100	1,000 円	100 円	200 円	300 円	1月につき (個別機能訓 練加算算定 の場合)
生活機能向上連携加算Ⅱ	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	1月につき
機能訓練体制加算	12	120 円	12 円	24 円	36 円	1日につき
個別機能訓練加算	56	560 円	56 円	112 円	168 円	1日につき

緊急短期入所受入加算 (介護予防を除く)	90	900 円	90 円	180 円	270 円	1日につき(7 日間を限度)
在宅中重度者受入加算 (介護予防を除く)	421	4,210 円	421 円	842 円	1,263 円	1日につき (看護体制Ⅰ の場合)
在宅中重度者受入加算 (介護予防を除く)	417	4,170 円	417 円	834 円	1,251 円	1日につき (看護体制Ⅱ の場合)
認知症専門ケア加算Ⅰ	3	30 円	3 円	6 円	9 円	1日につき
認知症専門ケア加算Ⅱ	4	40 円	4 円	8 円	12 円	1日につき
認知症行動・心理症状緊急対 応加算	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	1日につき(7 日間を限度)
看取り連携体制加算	64	640 円	64 円	128 円	192 円	1日につき
口腔連携強化加算	50	500 円	50 円	100 円	150 円	1回につき
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,000 円	100 円	200 円	300 円	1か月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	100 円	10 円	20 円	30 円	1か月に付き
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)の基本 単位は、所定単位数の 140/1000		左記の単 位数×10 円	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス 費に各種加 算・減算を加 えた総単位 数
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)の基本 単位は、所定単位数の 136/1000		左記の単 位数×10 円	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス 費に各種加 算・減算を加 えた総単位 数
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)の基本 単位は、所定単位数の 113/1000		左記の単 位数×10 円	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス 費に各種加 算・減算を加 えた総単位 数
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)の基本 単位は、所定単位数の 90/1000		左記の単 位数×10 円	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス 費に各種加 算・減算を加 えた総単位 数

※加算項目について

送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。
夜勤職員配置加算	夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して短期入所生活介護を行った場合に算定します。
看護体制加算	看護職員の体制について人員配置基準を上回る体制をとっている場合に算定します。
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に指定短期入所生活介護を行った場合に算定します。
療養食加算	疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。
医療連携強化加算	急変の予想や早期発見のため看護職員による定期的な巡視や主治医と連絡がとれない場合等における対応の取り決めを事前に行っている場合に、厚生労働大臣が定める状態に適合する利用者に対して算定します。厚生労働大臣が定める状態とは次のとおりです。
	イ 喀痰吸引を実施している状態
	ロ 呼吸障害等により人工呼吸器をしようしている状態
	ハ 中心静脈注射を実施している状態
	ニ 人工腎臓を実施している状態
	ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
	ヘ 人口膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
	ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
生活機能向上連携加算	褥瘡に対する治療を実施している状態
	リ 気管切開が行われている状態
生活機能向上連携加算	指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション事業所もしくは医療提供施設の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員等と共同で利用者の状況の評価及び個別機能訓練計画を作成し、これに基づいた機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を配置している場合に算定します。
個別機能訓練加算	理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行った場合に算定します。
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、7日間を限度として算定します。また、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間を限度とします。

在宅中重度受入加算	当事業所において利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理等を行わせている場合に算定します。
認知症専門ケア加算	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した利用者に対し、サービスを提供した場合に算定します。
看取り連携体制加算	看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得て算定します。死亡日及び死亡日以前 30 日以下について 7 日を限度として算定します。
口腔連携強化加算	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1 月に 1 回に限り所定単位数を算定します。
生産性向上推進体制加算	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること等により算定します。
介護職員等処遇改善加算	介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。（介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。）

※減算について

① 長期利用者に対する減額（介護予防を除く）

連続して 30 日を超えて当施設に入所された場合、連続 30 日を超えた日から 1 日につき利用料が 300 円（利用者負担：1 割 30 円、2 割 60 円、3 割 90 円）減額されます。※連続 61 日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない。

② 長期利用者の適正化（61 日以降）（介護予防を除く）

連続して 60 日を超えて当施設に入所された場合、以下の通り特別養護老人ホーム野桑の里のサービス費と同じ利用料が適用されます。

介護認定	基本単位数	利用料	利用者負担額		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	670 単位	6,700 円	670 円	1,340 円	2,010 円
要介護 2	740 単位	7,400 円	740 円	1,480 円	2,220 円
要介護 3	815 単位	8,150 円	815 円	1,630 円	2,445 円
要介護 4	886 単位	8,860 円	886 円	1,772 円	2,658 円
要介護 5	955 単位	9,550 円	955 円	1,910 円	2,865 円

③ 長期利用の適正化（31 日以降）（介護予防のみ）

連続して 30 日を超えて当施設に入所された場合、連続 30 日を超えた日から以下

の通りの利用料となります。

要支援 1：特別養護老人ホーム野桑の里の要介護 1 の利用料の 75% の額

要支援 2：特別養護老人ホーム野桑の里の要介護 1 の利用料の 93% の額

④その他

- ・夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 97% を算定することになります。
- ・利用者の数の合計数が入所定員を超える場合は、所定単位数の 70% を算定することになります。
- ・介護職員、看護職員の員数が基準に満たない場合、所定単位数の 70% を算定することになります。
- ・ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置し、日中はユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置していない場合は、所定単位数の 97% を算定することになります。
- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していない場合、所定単位数の 1.0% が減算されます。
- ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、所定単位数の 1.0% が減算されます。
- ・身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、所定単位数の 1.0% を減算することになります。

（３） 所定料金（介護保険法で基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの）

①食費

朝食：450 円

昼食：650 円

夕食：650 円

②滞在費

1 日あたり 2,410 円

※食費、滞在費については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。（日額）

（介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方にあつては、当該認定書に記載されている負担限度額（下記の表に掲げる額）となります。）

段階	対 象 者		滞在費	食 費
第1段階	生活保護受給者		880 円	300 円
	市町村	老齢福祉年金受給者		
第2段階	住民税 非課税	合計所得金額と公的年金等の収入 額の合計が年間 80 万円以下の方	880 円	600 円

第3段階①	世帯	合計所得金額と公的年金等の収入額の合計が年間 80 万円を超え 120 万円以下の方	1,370 円	1,000 円
第3段階②		合計所得金額と公的年金等の収入額の合計が年間 120 万円を超える方	1,370 円	1,300 円
第4段階	市町村 民税 課税世帯	上記以外の方	2,410 円	朝:450 円 昼:650 円 夕:650 円

(4) 個別サービス利用料金（介護保険適用外）

サービス項目	サービス内容	料 金
預かり金管理サービス（通帳）	通帳の出納管理・年金等の申請代行を行います。（小口現金の出納管理料金を含む）	1 日 50 円
電気使用料	電気毛布等	1 日 70 円
理容サービス	カット	3,000 円
美容サービス	カット	3,000 円
クラブ活動	材料費	実費負担
レクリエーション	花見・夏祭り・敬老会・新年会	実費負担
喫茶券	レギュラーコーヒー	1 杯 100 円
コピー代	記録物をコピーした場合	1 枚 10 円

※ その他個別でご希望されたサービスについては、その都度実費を頂きます。

※ 介護保険適用外の料金を変更する場合は、1 か月前以上に文書で連絡します。

(5) キャンセル料

ご利用者が利用開始予定日の前日朝 9 時 30 分までに通知することなくサービス
の中止をした場合、食費と同じ料金をキャンセル料としていただきます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員（ケアマネジャー）へお申し込み
ください。介護支援専門員が申し込みの手続きを代行し、ご利用期間決定後、
契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は当月の 3 ヶ月先までご予約頂
けます。

また、契約締結にあたってのご説明は原則的にご来所・訪問にてさせてい
ただいています。ただし、お電話でのお問い合わせも承っております。

(2) サービス利用契約の終了

① ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により

いつでも解約できます。

② 自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的に契約は終了とみなします。

- ・ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③ その他

- ・ ご利用者が、サービス利用料金の支払を90日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、90日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。また、ご利用者やご家族などが当施設および職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 短期入所生活介護・予防短期入所生活介護事業所は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指します。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

- ・ 施設敷地内は全面的に禁煙ですので、ご協力をお願いいたします。
- ・ インフルエンザ等の感染症防止のため、利用時には検温をお願いします。また体調不良時は無理をなさらず自宅での様子観察をお勧めいたします。体温や血圧等の異常が認められるときや、風邪症状等体調不良が疑われるときはサービスの利用を中止していただくことがあります。
- ・ 発熱や転倒事故等に際し受診が必要となった場合、病院の付き添いは原則ご家族に対応していただきます。夜間緊急搬送時も同様にご家族に搬送先病院での対応をお願いします。
- ・ 多額の現金、高価な貴金属等はお持ちにならないようお願いします。

- ・医療機関への受診の付き添い、送迎はご家族でお願いします。
- ・外出等の際は、ご予約について担当職員までお申し出いただき、付き添い、送迎はご家族でお願いします。
- ・ショートステイご利用期間外のお荷物の保管は承れません（ただし、在宅酸素機器は除く）。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先		
1	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
2	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
3	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
主治医連絡先		
病院または診療所名		
医師名		
住所		
電話番号		

8. 非常災害対策

当施設は、消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、職員及びご利用者が参加する訓練を定期的の実施いたします。

9. 事故発生時の対応方法

利用者に対する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】

上郡町役場 国保介護支援課 所在地 赤穂郡上郡町大持 278 番地

電話番号 TEL：0791-52-1152

ファクス番号：0791-52-6015

なお、当施設は、下記の保険会社に加入しています。

あいおいニッセイ同和損害保険（株）

10. 虐待の防止

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者（介護課長・松本聖史）

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 身体的拘束の廃止

当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、下記のような緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。なお、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、利用者やその家族に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、文書による同意を得ることとします。

「緊急やむを得ない場合」

- ・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合（切迫性）
- ・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合（非代替性）
- ・身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合（一時性）

1 2 . 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3 . 衛生管理等

- (1) 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4 . サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当施設ご利用者の身体状況・認知状況等相談
担当 生活相談員 亀井 卓也
- (2) 当施設ご利用者相談・苦情担当
担当 苦情受付担当者名 亀井 卓也
苦情受付責任者名 村田 博之
第三者委員 植田 哲司
電話 0791-57-7000（受付時間8:30～17:30）
- (3) 当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。
（赤穂郡上郡町役場）
担当 国保介護支援課介護保険係

電話 0791-52-1152
(4) 兵庫県国民健康保険連合会 苦情係
電話 078-332-5682

15. 法人及び特別養護老人ホーム野桑の里概要

名称・法人種別	社会福祉法人 高嶺福祉会
代表者役職・氏名	理事長 菅原 暁
法人所在地	千葉県鎌ヶ谷市佐津間 989 番地 1
連絡先	電話 047-401-1500 FAX 047-443-7300

社会福祉法人高嶺福祉会の事業

野桑の里	特別養護老人ホーム	50 室
	短期入所生活介護（併設型）	5 室
	短期入所生活介護（空床型）	
	通所介護（デイサービス）	25 人

令和 年 月 日

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）ご利用にあたり、利用者に対して
契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業者】

所在地	兵庫県赤穂郡上郡町野桑 3 0 2 7 番地	
施設名	社会福祉法人高嶺福祉会 ショートステイ 野桑の里	
管理者	施設長 村田 博之	印
説明者名	相談室	印

私は、契約書および本書面により、施設から短期入所生活介護（介護予防短期入所
生活介護）についての重要事項の説明を受けました。

【利用者】 住所

氏名 印

（代理人） 住所

氏名 印

（利用者本人との関係 ）